

学校感染症の種類

種類	疾患名	出席停止期間の基準
一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H 五 N 一であるものに限る。）	治癒するまで
二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な 抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3 日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	その他医師が必要と認めた感染症 代表例として 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、異型肺炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど）	条件によって医師により出席停止が必要と考えられる期間

出席停止期間（上記以外）

- ◎第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがあるものについては、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ◎第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ◎第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。